

案議案第百五十五議案に依ります。事務局として議案の朗読をいたさせます。

（議案事務局（野崎重一）朗読）

（議長（高橋千春） 理事者から提案理由の説明を求めます。）

（助役（林田幸造） 議案第百五十五議案町長等及給与に關する案例の部を改正する案

案例案について説明申し上げます。本案例は町長以下助役収入税、三役以下三役給与案例の部を改正するものでござります。従前の規定により町長以下三役に対しては暫定手当、扶養手当及び管理職手当というものの支給となっております。おたのぞいませぬ。ふと支給する事のできると改正いたし、そのために第四案第一項中から暫定手当を削ぐ、期末手当の次に及びるに期末手当及び勤労手当と支給するとし、同案第一項へは暫定手当を扶養手当の次に加えて扶養手当暫定手当、管理職手当と支給する事のできるとする。このように改正いたしまして、現実の操作に即しましてこの手当は財政事情による経費削減を達成するため支給しないという方針で取り扱わしていただきたいと案として本案

案を提案申し述べた次第でござりますのでよく御審議の上御可決
おらんことをお願いする次第であります。

（議長（高橋千春） このより質疑を行います。）

（一 番（神野藤操） 議長

（議長（高橋千春） 一 番

（一 番（神野藤操） この案例の改正案についてたゞいふ助役から話しかけられましたか

暫定手当を二項から三項に移した理由は財政事情から経費削減のため人手が

と打切ったと云うおりの事かしかし暫定手当は案例から判断すると私ども

は基本給であるというふうに見えるわけであり、例えは町長以下三役の

場合も勤労手当の支給されるのはおろであり、この勤労手当の算出について

は取職員の給与に關する案例の第十案の三に俸給月額と三に對する暫定

手当の月額との合計が基本となる支給されるか、この計算はどのような

うにやのか、又昭和五十四年四月から施行する町制第十項については暫定

法を改正したいという趣意で取り上げます。

一 六番(神野藤操) 議長

一 議長(高橋千春) 六番

一 六番(神野藤操) 総務課長からの説明は一寸意味がわからぬので、私の質問した点もわかりにくかったと聞いています。条例の第三条に町長の俸給は別表に掲げられた額とするという一定の額が決められて決まるところで、そのほか第四条に町長に対しては前条のほかに暫定手当、期末手当、勤労手当を支給するとはきりうたつていたものを暫定手当を今後第百項にいい支給する事が必要として、今後はやらないという事なんです。しかし勤労手当の計算の基礎は俸給と暫定手当を含めた計算によって勤労手当を支給するはずで、そういう時に暫定手当をどうしましやうかといふ事になります。ならばこの算出は何をもつて算出するのかという事を聞いておきたいです。又法的な改正から助成金をつた財政事情によつてやめる事柄があるならば又支

給するところの事はわかりませんが、地方自治法に於いては定められた範囲に於いてはかかる種別があるとも支給してはならないと規定してあるから自治法には暫定手当というものはないわけだ、私は何かの機会に聞こうと思つておられますが、他のものとのバランスとどう比較をとるためにつけたものかはわかりません。思ふに、いわばそういうものがあるか、一時的に暫定手当をつけたとするならば私は今後どうしようかと考えています。どうすれば財政が豊かになったり又やむというふうな条例は作る必要はないと聞いています。一般職員の給与もないと解釈してあります。又先程申し上げたように昭和三十一年四月から実施して、その一般職員の給与条例の附則第七号について暫定手当を支給するとはきりうたつておられ、これも支給する事があるというふうなお考えだと聞いています。南のこの問題については担当委員から付託し、慎重に審議願うようお願い申し上げます。次男がござります。

一 議長(高橋千春) これにて質疑を終結いたします。おはかりいたします。議案本

第百号は、金務委員会の付託し詳細に審議を願うこととした。いと
思ひますので、これに御賛成ありませんか。

「思議なし」と呼ぶ者あり

一、議長（高橋平春）の要請なしと認め、さよう決定いたしました。尚、委員会に報告書は、本会期中に功願いたします。

一、議長(高橋千春) 日程第六(福生町教育委員会)教育長の報告及び旅費對に
關する条例の部を改正する条例案(議案第百四号)を議題に供し、事務
局として議案の討論をいたさせます。

一、鎌倉幕府(野崎重)
朗疏

一、議長高橋千登二 理事者から提案理由の説明を求めます。

一、助役(森田幸彦) 登場

議案第百一十号 福生町教育委員会教育長の給与及び旅費等に關する条例
の一部を改正する条例案について附說明申上をたいと存し、来案當町におき

ましては教育長は三役にないまいかといふのを特別職としていふのは固く
りお取り扱いさいておりまして、今回先程御提案申し上げました三役の委員
議案により、その諸手当を支給する事であり、さういふように改めまして、割
減を加へるという段階に至つた場合に、教育長だけはそのまゝにして、功きま
と著るしく不つりあひを生ずまいという関係で、三役に準じまして、扶養手当
管理職手当、暫定手当と支給する事であり、さういふふうに改め、教育長の
給与は俸給、期末手当及び勤労手当のまゝに改め、さういふ主旨のもとに、本条例を御
提案申し上げた次第であり、さういふ御審議の上、御決断のことと
お願いいたします。

一、議長（高橋春）
二、いより質疑を行ひます。

一、市立養老園、児童養育施設の経営削減と、その主旨はよくわかりませんが、もっとするべきではないかと感じます。また、児童養育施設の経営削減と、その主旨はよくわかりませんが、もっとするべきではないかと感じます。

役職は股職ではないかと思ひます。一般町民は暫定及び管理職手当より本館の
商貸に重きも置くやうと思ひます。赤松股職である福生町の何故多量たり最前
額を支給しなげばならぬのか、町民として又議員としても理事者にならざるを
つたかと思ひます。切羽参りまでいふまで平町村の教育長の給与を申し
と申す。国分町五万五千五百円、柏江町五万円、国分町五万五千円、村山町五万五千
円、大和町五万二千四百円、瑞穂町五万円、久留米町五万円、保各町五万五千円、福
前町五万九千円、利根町四万五千円、瑞穂町四万八千円、秋吉町四万四千円、日野市四
万二千五百円、五音市町四万三千五百円、松原村四万円、国分大町五万五千円、由木村五
万円、芳村町三万七千五百円、稻城町七万七千円、昨年の議会に於て私は町の町
長、瀬古町長に健言いたしました。夫れに於て、本年は一寸事情が違ひ
ますので給与引き下げをお願いする。理事者、議員諸氏も切羽参りのことと多量たり
村でも初め福生町は教育長の補助金も千九百五十円、村切られただけであり、また
八町財政の緊迫して切羽参り補助金を打切られ、まづも最前額の給与を支払わね

ければならぬのか、われわれ議員としても納得できない事を申す。暫定手
当及び管理職手当よりも本館を下げて一般管理職とのバランスをとつていただ
きたいと思ひます。秋吉町の町長を公表させたいと思ひます。三多たり平町村
の教育長、教育の統計から調べました所人口及び町財政から申しまして、町民と
いたしましては教育長の本館五万円、暫定手当約四万円、管理職手当
みづのり、他町村と比較して福生町の教育長はバランスのとれ、おられないのや
はないかと思ひます。補助金を打切られ、又、商議の給与を支払わねければなら
ないという事よりも教育長の給与を下げても、適り復元されれば、年間の約十
万位の財政が持ちつくと思ひます。そのやうして理事者にも切願いたします。
一町長（石川常太郎） たいりまは百二万の議案について切羽参り申し上げておられます。
本館について触れられ、ないわけではございますが、実は町長の給与も都
下の最高であり、私も仲常にその点おえ、お知り、いろいろ切羽参り、お見い
ましたら、後日町長以下、多量と教育長を含むおし、切羽参り願いたいと思ひます。

一十六番(岩田博) 議長

一、議長(高橋千春)

(「昇議」と竹久あり)

議長(高橋千春)

すの衆議院議案第百三十三号と議題に供します。事務局として議案の調査をいたさずやまう。

議事務司(野崎) 朗 魏

一議長高橋千春

一、助彼(森田幸造)

議案第百三十九号について説明申し上げたいと思います。本案も財政事情により経費削減の目的をもちまして、御提案申し上げた次第でございまして、従来当初に比べ、一般職のうちで、管理職手当て支給され、しておりますものは課長以下でございまして、第六十八条の二の中にも、千と改つてあるの、でございまして、これを百分の十五に改めまして、実際の支給額を百分の十五に軽減したいという事で、御提案申し上げた次第でございまして、衆議では従来百分の千となつておりましたのを百分の十八を支給して、やりました、が、衆議を改正しないで、百分の千として、おきながら、実際は百分の十位に支給しない、との軽減額八位にのろ、という事であります、が、本議である、と、この衆議を百分の五とし、これを規則により、百分の十にして支給しよう、という事で、御

議長(高橋千春) 四界議なしと認りさう決定いたしました。尚、委員会の審
査報告は本会期中に御覧いただきます。

議長(高橋千春) ここ下暫時休憩いたします。

休憩 午前十時三十分

開議 午後一時十分

議長(高橋千春) 休憩前に引き続き議事を開きます。

日程第八 福美国民健康保険条例の訂正改正する条例案(議案第百三十三号)
正議題に決します。事務局長より議案の朗読をいただきます。

議案事務局長(野崎重一) 朗読

議長(高橋千春) 理事者から提案理由の説明を求めます。

助役(森田幸造) 登壇

議案第百三十三号 福美国民健康保険条例の訂正改正する条例案について、
説明申し上げます。この条例の通り国民健康保険の所管費の割給付を

明年一月一日から実施したいと存じます。この提案申し上げたわけは、ござります。国民
の所管費、すなわち家族に対して、割給付を実施しようとするものゝご
ざいます。国民の被保険者は所管費も又家族の療養給付を受け、場合によっては
割給付するに良いわけでありまして、この度の給付率の改善は、国の方針に基く
ものであります。国に切やも、来年一月一日から、四年計画をもちまして、所管費
の七割給付を実施を打ち出して、きたのであります。初年度すなわち昭和三十
九年度におきましては、全国々、国民健康保険所管費の概ね、四分の二、約七割、
十割のうち、対象市町村を選定する事になり、切やも、この四分の二のうち
八割を、都道府県が選定しまして、残り二割につきましては、全般的補給に充
ちまして、厚生省が補給する、という事で、対象市町村を選定した結果、またた
けにおきましては、当期を含め、三十七市町村が選定を受け、来る一月一日から所
管費七割給付を受ける事になり、切やも、対象市町村がござります。これに、国連する
補正手当等は、別途、切提案申し上げまして、切審議いたさく事になり、切やも、対象市町村